

佛蘭西國條約並稅則
全

720
6981
2



720
6981
2

佛蘭為國條約茶稅則

Faint vertical text bleed-through from the reverse side of the page, including characters like 佛蘭, 國, 條, 約, 茶, 稅, 則.

Small handwritten mark or signature at the bottom left corner.

Small handwritten mark or signature at the bottom right corner.

佛蘭西國皇帝と日本大君との通書



佛蘭西皇帝と日本大君と伝道と結ひ兩國の人民
交易と通しそ交際の水く加せしめてお互の爲利
益ある交易の條約と定んと歎して佛蘭西皇帝よ
りの全權の使節ニユウシハベテイステルイスゴロノカミと
をし日本大君を其事と水野筑後守永井玄蕃助
井上伝次守坂藏助正若殿紀後守勝久山崎龍平命し
双方委任の書と照座して其の條約と定んせり

第一條

佛蘭西國と日本國と其親睦ありし

佛蘭西國の日本小居留せざる人々と日本におるく

態小扱ふるし日本國の人仏蘭西國小居留せは仏蘭西

小扱ふるも又態小扱ふるし

第二條

仏蘭西國よりミニストルと日本江戸に差紙し其小日本

の関するたる港へ佛蘭西のコンシユル又は其代りの者

と差紙るし日本に居留せざる仏蘭西のミニストル亦不

コンシユルゼ子ラールは日本國の部内と旅行する免許

ある也

日本國より政事に就る役人とパレイスへ差紙るし

日本國より佛蘭西の港へ其歸の役人及び交易と受

差紙る役人と其代りし其政事に就る役人及び其立

たる取締の政人を以て業為の部内と旅行せしむ

第三條

神奈川長崎箱館港及び村々安政六年七月十七日

紀元一八百五十九年八月十日
小松葉為人の交易の爲小開くをし

新開港をし其港と開き難き事何れは日本西の

方少く別ふ一つの港並小村と午八月より九月の

後より一千八百六十年一月一日開くをし兵庫港並小村と午

より九月の月の後より一千八百六十二年一月一日開くをし

開きたる港と以て業為人小松葉と許さし其右箇

の地と一ヶ所ふして價と出し地と叫り住宅倉庫と

建する事とも許さしとも是と建するに許して要

害の場ふと取建屋のくはけ控とせしめん

為佛蘭西人家を建又は番詰する節ハ日本政人

時々改む

仏業為人住宅倉庫と建る地を日本役人と佛蘭西
コンシユルとお積の上定むし

港への定刻も日本役人と佛業為コンシユルとお積の
上定むし

着積定しつゝ時を仏業為ニストルと日本政府
と一ツ立お積の上取申入るし

佛蘭西人居留の場所へ垣屏等々圍と設けを出入

自在ふまへし

佛業西人控所規程左の如し

神奈川より六ツ川筋を安らむし（その川は川崎と
吾々の同少左）其外

右十里を以てし

箱館右十里四方を以てし

倉庫も同様あり其のし一東京の方へ何まれば方より
来るとも十里を安らむし止むし

佛業船の客船人々船名筋と鐵庫のくく その門は

と大板との間より 里敷を渡り又は河内河より陸路此

酒渡り

長崎を町の間小河の河料所と限る

新隊又右小代も港松歩の規程は追る日本政府と佛

業船のミニストルとお候の上定む

只高貴を致す間小のみ佛業船人 一八八二年一月一日

江戸在官を 一八八二年一月一日 より大板在官を

又右二所小代も佛業船人日本の船と候とし

備る一區の場所并お歩の規程を追る日本政府

と佛業船のミニストルとお候の上定む

第四條

日本小河の佛業船人自國の宗務と猶在に候作

しを居間の場並に美社と建てるを妨るし

日本におおむく諸侯の集りは既に廢せり

第六條

日本にあふ佛業爲人の間におもひ起る事ありハ
ミストル又志コシシユル事あり

第六條

佛蘭爲人日本人對し一坊のありは佛業西
コシシユル仏明の自國の法度と見せし

日本人佛業爲人對し一坊のありは日本及人
仏明の日本法の法度と見せし但し其も偏頗な
くありし

第七條

佛業爲人日本人對し一坊のありは
仏業爲人コシシユルへそのと若しコシシユル事
の形を以て
吟味し其意におもひ起し又日本人佛業爲人

小對一海沿河は其の所を事と若き河沿く
り此の所を吟味し其意小舟舟入船し其は業船
コンシユル舟舟ある事日本言及の助と叫りお疾
のこ舟舟入船し

第八條

佛業為人日本の開きたる港にありて自國の品物
を勿論他國の品物も高賣といきさり若し

うへといふも日本禁止の品物と高賣いたる船
りて日本の開きたる港より自國又は他國の品物
を勿論高賣といきさり若し此を節とせ
めらる通より小運上とせきと

其意と日本政府並小舟國人の外賣屋の
佛業為人日本人と何れも日本政府人其意を
くして賣買若し此の代金と拂ふ節も同様

たる也し

日本人ら何人か其佛業為人と品物賣買且
所持するもの若し其日本にあり佛業為人
日本其佛民と居るもの清りおし

第九條

此後定たる商法と條約の通りたる也し此條約并
少交易の法と十分少なり其為の規律と全條せん

と要せば佛業為ニストルと日本言及と議定せ

也

第十條

日本禁制の品持渡らるるため又も仰りて運送と
出さるる事と防くため日本政府と其港と一控
と立居し條約又は交易の規則と事とさるるもの
品物又其所持も日本政府と其と居し

第十一條

佛業為船日本の用をたす港小来り付らある先の
この勝手小雇ふるし仏業為人借財并運上掛
海の上しく出帆の節港外とよみある業内、勝手に
雇ふ雇ふ

第十二條

佛業為人持渡りたる品物運上納海して日本没人
より清れ書と更え外國たる港へ持ゆ賣拂ふ時ハ
運上取立ふ及とん

第十三條

佛業為人日本れ用をたす港へ持渡りたる品物
定例の運上掛ひし上と日本人國中へ持ゆとも
運上取立ふしとん

第十四條

外國の貨幣日本でも通用しなすことしして通用
る日本の貨幣と和金の貨幣とを金銀と銀とを
金とす

公業商人日本人との高貴小日本は貨幣と外國の
貨幣と取交用し

日本人外國の貨幣は慣とされは交易は初發小高用
又は日本貨幣と外國貨幣とを合せ取交して公業西

人し幣液とすし日本通用金銀と外國は金銀と
持事若しつゝ金とすも日本同様と貨幣に
接する金銀と持事若しつゝ

第十條

佛業商人の所持液運上と少あく掛らん為に價
と減したると察せば日本は人乞と改めお金の價
と付合し公業商人を價少く取引せばを價と少

一も減らさるるものあり日本及びわが国へ入船ししもの
是と吾々む時を待たざる候に後て運上を納むるに

第十六條

佛蘭西船雜船又と雜船は暹日本此地に漂着のし
たるを日本役人承りては成丈その人と救ひ置候意を加
へて其の港より佛蘭西船にコンシユル送るべし

第十七條

佛蘭西船の軍艦に屬したる所要の品は運上あり候
處門より箱館長崎の庫に入置佛蘭西船商人より
若し日本商人又と外國人へ賣拂ふ時を買取たる人
り外不同日本及び運上を出入るべし

第十八條

日本商人佛蘭西船商人の信札を拂ひて出立候
たしきりて日本役人吟味しし拂方ししは

し

佛業爲人日本人との信託を拂ふに於て出資の
たしきる部をコンシユル吟味しし拂方とせん
し志の一方故人よりそ信託を借くるは成さ
るし

第十九條

以後何事にも外國人へ免許したる事は佛業爲

政府又佛業爲人へも同様免許ありし

第二十條

今より九十四年の後よりは極めたる條約の
内改むる事ありは日本政府又佛業爲政府より
一年前よりせしむ双方談判の上改むし

第二十一條

佛業爲ニストル兼小コンシユルより日本高層書面

よくを念ふより何は佛業為法と改くまじし
日本より速に解さるる為ふ又年の間を越る日本後其の
佛業為法よく改じし

第二十二條

此條約本書を佛業為皇帝自ら名を記し平と
押し日本大君奥平して今より後一年は佛業為
使節と日本委任の役人とは戸はおのく其後を改し

此條約を佛業為少くは佛業為法と用ひ日本此に
加ふと係日本少くも和文と用ひ片切家と添しそ
文意といふも同執るまじしも亦あましく通さる和
業法の訳文を双方より添たりも一條約は解つた
まじり何れはそ業文と法院とまじしすの文を魯西亞
英吉利亞墨利加條約は添たり和蘭院法譯文と同致し

安政六末年七月十七日 西曆紀元一千八百五十九年 八月十日
ふむりておせ

五部を所せしむるは條約の孰れそ日より批行ふし
其條約の爲安政六年九月三日江戸におのり前ふ載たる
兩國の全權は條約ふ名と記し調印するもの也

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀織部正同

岩瀬肥後守同

野々山丞藏同

税則

税則

税則

税則

税則

日本開港たる港はふたつありて佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所（佛蘭西商船入津次第二十四時中）

佛蘭西の四十八時（佛蘭西の四十八時）より日本役所へ

佛蘭西の四十八時より日本役所へ

以後の書は佛蘭西の接通り（佛蘭西の接通り）

その外の書類は佛蘭西の四十八時（佛蘭西の四十八時）

并ふ事者ともそ船の差出書をよきとてし

在り入庫の船の名を船の仕出の場の港の名頓数

船司或は改立たる志の名系来り旅人の名

宗徳有く第て一船の宗徳人数と認たるものよしと
認め入る

書面の通お違ふもの旨と船司或は改立たるもの

要書として控授するて商人の名系と認入たる

そのあり

回付より船積荷の若書と改所不致くる也

右々そ荷物の記号并は番付具そ入目斤数等と

送状は認一通り字一荷物以て先之の今々の名

と記せるものあり

船中用意の不出の目録も若書に加ふる也

但船中用意の不出も書面の通お違ふもの旨船荷

又も改立たるもの要書一そ名あを記せし

此書書の文面お遠の廉十二寸 佛書書の二十寸 但日曜日を除く の中よりお附

改るふおわくくいお料の沙法は及とひ若き期限後より

おり書改りう又お書書に書全しよるにおおくは八十一

フランクのお料と日本改所へ納むし

後その想目録書書中へ載さるふと陸揚さるにおお

ていそふ二まれ運上と日本改所へ納むし

船月或ら広立たるもの入港のち教納方お書の期限

後る時ちお料さうして一日急る毎は二百二十フランク

のお料と日本改所へ納むし

第二則

日本政府よりしる港内入岸の船へ 軍艦と 小運上方

改の役人系係する役當統たるし

系係のものさは右役人お對し不致さく丁寧にな

扱しし船中へお書お苗の用役とるふし

船中は日本没所より許しありして為郵とす
のりて

荷揚船形く出入に其荷物仕番並戸名にとも船中の
日本没入後と郵或を平封し其くの五等とありし
雖し一葉一許しあり是と用き又其後を封と破り
其物と引出ホれ者たそせざる人あつたに二百二十日
の五科と日本没所へなすし

日本没所へ商統の差出書と出さるて為郵とし
或らそま事と謀まつるおくは次の十條も定たる通取
押し日本没所へなすし

其物の中積荷目録小載するおくと取原し並收納
と減せんし仕紙たるまいそふと日本没所へなすし
日本の周のさる港少く密賣買とありと勿論そ
仕紙有く佛業為私とそふと日本没所へなすの上

此等のものをたゞお預りフランクの五料を納むし
修復のため入庫の船は運上なく積荷を積揚し
日本没所へ移すしとも船補給車等は商人の
の法を用ゐ相商の儀と出さし

若くは荷物の内を賣拂ふ時をその荷物を規定の週
日本没所へ運上を納むし

積荷と同港内の他船へ移す時を日本没入するの上
事情明白にお分り免状を交する上は定の運上を

阿片の輸入を禁制あるが若く日本に商賣し來る
佛業の船阿片の量目三斤以上船中に所持する
しとて之を解量し日本同人に賣しし且阿片を密商
し或は其車と謀る輩ハ阿片一斤あたりに八十フラ
ンクの高料を日本没所へ納むし

第三則

品物と送る荷重又は引支先の名より入庫の品物と
陸揚せんとする品を積荷物の目録と日本政府
出入庫

品書面を荷重又は引支人の名を積送りたる
品の名前物の記号書附を積荷物の斤数と言ふ
品の代料と認めを想ふ言とを書付の末小
認む庫し

物と引支書付は持主又は引支人認むる備ありき
價よりある書面なく日本政府の規定ふられた
る限し荷物と送授として移る名前を記す
右の通積荷目録及出木の書数日本政府所出
右書付引合積荷用言ふ取相渡迄は品物と
も日本政府所出なり
日本役人の通及出する荷物の内或は熱体と定

或の通改むべし

若運上及所引上げ改る事有る時は輸入人の失費お掛
きて或は不物の換せざる振よしく改海の上を素の如
く元始末を一に充てて個方格外時日を費さざるべし
荷主或は輸入人殆くお更の不改海及所より以後
さうらひ案の輸入の途中 日本及所と差出さるる
以の事といふ 破壊損傷の
おとを付るときは商人より改運上及所より運上及所より運上及所より運上及所より

取扱ふ職業の廉潔あることの友人以上出合を組した
させその物おとくた換し言と歩刻を記しその記号番
数をもに記書し認込庫しを日本及所人立合少くし或
組人等名を記しし右の記札兼くお束の差出書
一添越るの内を以て為すしを條約第十五條の取
扱の通運上及所少く取扱ふ事取違ある處より
法運上納海の後運上及所より陸揚不甚反免許状

と渡すし

不物渡方運上没所少くも船中少くもそ志以船子徑とし
輸出小極りたる所物を船に輸送せらるる前度小運上
没所(船名)の物に記号青付入る斤数量同姓合并
代料と記せる差出書付と出し書面の通解備あり
由と輸出入号記授としてそ名あを認むし
運上没所(差出)以船中(積込)たる所物并運上

没所(差出)海の上積割のふと竊に積の因
入るは没の上日本没所(船)し

船中為用のふ又々系組旅客の為用衣類は運上
没所(差出)とあさるし

第四則

出港手数を船に船は日本十二時佛業西
二十時前運上
没所(差出)は期限内小手数を遅くせらるる

五枚と勿論たる一書に教書止る事何れは日本
役人より船司又或改定たる者并其船荷の出入人
之原由及し佛業のコンシユル小中を記す一し

佛業の軍艦の出入港出港運上筋の教書及たるに
運上役人并番兵未だ構ふよりあし

佛業西丸御の爲に蒸氣船と入港出港の教書と一日
小し一日本に上陸する旅客并其船の外の書

差出—書面の教書—といへども何れ及しくも入港
の度毎不出港入港の教書といへし

並水食料亦用意のため入港の鯨漁船或は雜船を積
荷の書とせしといへども若し積荷を賣拂り
船不對と第一列の通定式輸入の教書といへし

税則并し條約書中に船と唱ふるものはナウイル。バル
ブリツキ。ゴウエレット。スリーブ。ワッヘル等と總てふるり

第五則

日本運上及び河の規則に違ひたる偽差出し積荷目録
と出し其の宛書小石紙と記せる者は其の概を以て
六百七十五フランクの過料を日本及び河に納むべし

第六則

噸税を日本用港の場合におおしく佛業船商船より
其の概を以て一トともたの規定の通を地との運上及び河に

納むべし

其船の入港手数少片

八十一フランク

其船の出港手数少片

三十七フランク八十センチム

其の免状少片

八フランク十センチム

場取、健康状書

八フランク十センチム

其外の各書少片

八フランク十センチム

第七則

惣て日本国港の場所（陸揚する物も）及左の運上
目録小後ひと此の運上及所小租税と納むるし

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造りたる金銀苗
用の衣被糸材并に商賣のため小せきり書籍
物も日本居留のため来る者の所持の品は限りし
右の品は運上あり

第二類

凡て船の造立修繕に供儀或は船装のため小用ゆ
りし物
糸く鯨漁具の類
陸揚食物の類
パン並にパンの粉
生たる鳥獸類
石炭

家と造るための材木米穀蒸気の蒸機木綿及羊

毛の織物の

トタン 松 湯 生綿

右のふくもみ分の運上を納むし

第三類

却て蒸酒或は醸し種々の製法少く造りたる

一切の酒類

右も三割み分の運上を納むし

第四類

凡て前條小率とるふくは何小券の式割の

運上を納むし

金銀貨幣掉洞の外なる日本に産し積貯とし

て輸出するふくはみ分の運上を納むし

米并に麦は日本運向の佛業為人并に船客並

たるもの及船中旅客食料のための用を共々とも
積るるとして輸出せらるる事と許さる

佛業船積少く用ふるたる港小村としてし外國
の穀物も一陸上せらるる時と海陸少く再び輸出
せし

日本産する所の酒と日本要用の船を運ぶに
公けの入れ少く賣渡せし

津島川と岡港の後み年小なり日本或は佛業船政府
の望み少く出港入港の税則と再議せし

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

野々山証藏同

...

...

...

...

...

...

